

策定年月	平成18年 8月
変更年月	平成22年 6月
変更年月	平成26年 9月
変更年月	令和 3年 9月
変更年月	令和 5年 9月
変更年月	令和 6年 9月
変更年月	令和 7年 9月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

**令和7年9月
出雲崎町**

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 2 の 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	9
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	10
2 町が主体的に行う取組	10
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	10
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	11
1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	11
2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	11
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1 地域計画推進事業に関する事項	13
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
3 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の進に関する事項	16
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	17
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	17
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18
第 6 その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 出雲崎町の地域特性

出雲崎町は、新潟県のほぼ中央に位置し、8.9kmに及ぶ海岸線を有し、佐渡と相対しており総面積4,438ha、周囲37.7kmである。

総面積のうち、山林面積が約69%を占め、東南は海拔200～300m程度の低山地となっており、町中央部には2級河川島崎川が南北に流れ、枝状に伸びる支流に沿って帯状に耕地が点在し、一部を除き小山地の山合に集落が点在しており、日本海に面しては密集した集落構成となっている。

農業形態は、出雲崎町の地形及び耕地の土壤条件等により古くから稻作を中心とした農業生産が展開されてきた。稻作以外の作物は小規模の作付け農家が大部分を占めているのが現状となっている。

今後は、稻作においては需給動向を踏まえた計画的な生産と農地流動化・組織化等を通じてコストの低減に努め、消費者から信頼されるような品質の向上を図る必要がある。また、園芸については、現状では大部分の農家が消極的ではあるが、園芸の取組推進を促進すると共に稻作の認定農業者等担い手を中心とした施設園芸の産地化を推進していく必要がある。

また、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 出雲崎町の農業構造

出雲崎町の農業構造については、交通条件の整備が進むにつれて、近隣市町村への就労者が増加し、農業の兼業化が以前より増して進んできており、兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年になって兼業農家の高齢化によるリタイヤが進み、機械・施設の更新時や世代交代、ほ場整備事業の進展を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である町内全域で、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 今後の目標と方向

出雲崎町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、出雲崎町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主体とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間所得（主たる従事者1人当たり350万円から400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水

準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。併せて、兼業農家も重要な担い手として支援することとして、そのための生産体制、流通戦略強化、生産基盤の総合的整備を促進する。

4 具体的施策

出雲崎町は、将来の出雲崎町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、出雲崎町、出雲崎町農業委員会、えちご中越農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、長岡農業普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、出雲崎町農業再生協議会（以下「町農業再生協議会」という。）が、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に農地中間管理機構を介した利用権設定等を進める。

また、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協及び普及指導センターと連携を密にして、農地

貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である西越地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と作用規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、出雲崎町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした関係事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 推進体制

出雲崎町は、町農業再生協議会において、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を普及指導センターの協力を受け行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

出雲崎町の令和6年の新規就農者は0人であるが、従来から基幹作物である水稻の产

地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、出雲崎町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の年間確保目標280人を踏まえ、出雲崎町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

出雲崎町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営改善計画の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には概ね他産業従事者と遜色ない所得（第1の3に示す主たる従事者1人当たり年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始するものにあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた出雲崎町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及指導センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に出雲崎町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、出雲崎町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

<所得目標 700万円>

モデル1 [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+転作作物 〔主たる従事者 1人 補助従事者 1人〕	<p><作付面積> 水稻 12.5 ha 転作作物 (そば、一般作物等) 3 ha <経営面積> 15.5 ha うち借地 5 ha</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(35ps) ・田植機(乗用 6 条) ・コンバイン(3条) ・格納庫兼作業場(30坪) ・トラック(1t) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営耕地は 30a 以上の区画に整理し数箇所に連担団地化 ・水稻の品種構成は主食+非主食(加工用) ・水稻は低コスト技術を導入(側条施肥、乗用溝切機等) ・水稻苗は購入 ・転作は互助制度による ・乾燥調整は JA ライスセンターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

モデル2 [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農+水稻 〔主たる従事者 1人 補助従事者 2人〕	<p><飼養頭数> 乳用牛 50頭 うち経産牛 40頭 <作付面積> 水稻 2 ha 転作作物 0.5 ha <経営面積> 2.5 ha</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用 4 条) ・コンバイン(2条) ・牛舎(200坪) ・格納庫兼作業場(20坪) ・収納舎(47坪) ・ダンプトラック(2t) ・ミルカー(パイプラインユニット) ・バルククーラー(10001) ・バーンクリーナー(40頭用) ・飼料タンク(2t) ・フロントローダー(600kg) ・バキュームカー(17001) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高泌乳牛を飼養 ・祖飼料は購入(一部ホールクロップ® サイレージ) ・飼料作物は草地での飼料作 ・転作田活用の飼料作 ・定期的にヘルパー活用 ・水稻苗は購入、乾燥調製は JA ライスセンター利用 ・糞尿は堆肥センターに搬出利用 ・転作は互助制度による 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

<所得目標 500万円>

モデル3 [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚+水稻 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<p><飼養頭数> 肉豚 490頭 種豚(雄) 5頭 種豚(雌) 50頭</p> <p><作付面積> 水稻 1.2 ha 転作作物 0.5 ha</p> <p><経営面積> 1.7 ha</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・豚舎(300坪) ・格納庫兼作業場(20坪) ・ダンプトラック(1.5t) ・フロントローダー(300kg) ・ガスブルダー <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・種豚(雄)は県系統豚が50% ・堆肥生産は発酵処理による ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入 ・転作は互助制度による 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

モデル4 [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+果樹 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<p><作付面積> 水稻 7.5 ha 果樹(うめ) 0.5 ha</p> <p><経営面積> 8 ha うち借地 1 ha</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入 ・うめは「越の梅」、「藤五郎」 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

モデル5 [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+しいたけ 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<p><作付面積> 水稻 7 ha 転作作物 0.8 ha</p> <p><栽培本数> しいたけ 10,000本</p> <p><経営面積> 7.8 ha うち借地 1 ha</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・発電機(1,200W) ・フォークリフト ・しいたけ発生ハウス(60坪) ・しいたけ養生ハウス(60坪) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入 ・しいたけは周年生産 ・転作は互助制度による 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

モデル6 [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+切花 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<作付面積> 水稻 4 ha 切花(小ギク) 0.5 ha (キク) <経営面積> 4.5 ha うち借地 1 ha	<資本装備> ・トラクター(32ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(3条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・プレハブ冷蔵庫(7m ²) ・パイプハウス(25坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(5ps) ・選花機(4段) <その他> ・複合部門の花き切花は互助制度の水田転作 ・経営耕地は50a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

モデル7 [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+露地野菜 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<作付面積> 水稻 7.5 ha 露地野菜 1 ha (かぼちゃ 0.5 ha) (アスパラガス 0.5 ha) <経営面積> 8.5 ha うち借地 1 ha	<資本装備> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) <その他> ・複合部門の野菜は互助制度の水田転作 ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

【参考】[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+そば+農外 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<作付面積> 水稻 3.5 ha そば 0.5 ha 農外収入 <経営面積> 4.0 ha うち借地 1.0 ha	<資本装備> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) <その他> ・複合部門の野菜は互助制度の水田転作 ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

<所得目標 700万円>

【参考】〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜+露地野菜+農外 〔主たる従事者 2人〕	<p><作付面積> (施設) 中玉トマト 0.12 ha 大玉トマト 0.06 ha (露地) 少量多品目 0.5 ha 農外収入</p> <p><経営面積> 0.68 ha うち借地 0.34 ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) ・パイプハウス(リース等) ・養液土耕栽培システム(リース) ・付帯施設設備費(リース) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

【参考】〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+施設野菜+農外 〔主たる従事者 1人 補助従事者 1人〕	<p><作付面積> 水稻 2ha 越後姫(いちご) 0.2ha 農外収入</p> <p><経営面積> 2.2 ha うち借地 0.1 ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) ・パイプハウス(300坪) ・高設装置一式 ・暖房機 ・冷蔵庫 ・育苗用ハウス(30坪) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合部門の野菜は互助制度の水田転作 ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

<所得目標 700万円>

モデル8 〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 〔主たる従事者 1人 補助従事者 1人〕	<p><作付面積> 水稻 13 ha <経営面積> 13 ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(35ps) ・田植機(乗用6条) ・コンバイン(3条) ・格納庫兼作業場(30坪) ・トラック(1t) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・品種構成は主食+非主食(加工用) ・水稻は低コスト技術を導入 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・オペレーター1名で経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

<所得目標 1, 050万円>

モデル9 [組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+大豆 主たる従事者 2人 補助従事者 1人	<作付面積> 水稻 13 ha 大豆 10 ha <経営面積> 23 ha	<資本装備> ・トラクター(40ps) 1台 ・田植機(乗用 6条) 1台 ・自脱コンバイン(3条) 1台 ・格納庫兼作業場(50坪) 1棟 ・トラック(1t) 1台 ・トラック(軽トラ) 2台 ・大豆播種機、ビーンハーベスター、ビーンスレッシャー、ロータリーカルチは借入使用 <その他> ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稻の品種構成は主食+非主食(加工用) ・水稻は低コスト技術を導入 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・オペレーター3名で経営 ・転作大豆は互助制度による	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

モデル10 [組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+果樹 主たる従事者 2人 補助従事者 1人	<作付面積> 水稻 17 ha 果樹(うめ) 3 ha <経営面積> 20 ha	<資本装備> ・トラクター(40ps) 1台 ・田植機(乗用 6条) 1台 ・自脱コンバイン(3条) 1台 ・格納庫兼作業場(50坪) 1棟 ・トラック(1t) 1台 ・トラック(軽トラ) 2台 <その他> ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稻の品種構成は主食+非主食(加工用) ・水稻は低コスト技術を導入 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・オペレーター2名で経営 ・うめは「越の梅」、「藤五郎」	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

※ 所得目標には、交付金等を含むものとする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始するものにあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、農業が持続的に発展していくためには、生産性及び収益性が高く、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代を担う人材や、中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（「農業経営の開始又は農業法人へ就業する者をいう。」）しようとする青年等について、各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応や情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域等における受入から定着のサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、県と連携し、本県農業の魅力発信や就農相談対応等を行う。また、地域における就農希望者の受入体制の構築や働きやすい職場づくりなどを進める。

就農を希望する青年等に対し、情報提供するとともに、地域の担い手として効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、認定新規就農者制度等の制度の活用を働きかける。

また、認定農業者の経営改善計画の達成、認定新規就農者の認定農業者への移行等、農業を担う者ごとにきめ細やかなサポートを行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、就農等希望者の受入について、町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着するまでの相談対応等のサポートを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業協同組合等と連携し、就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）に情報提供する。また、経営の移譲を希望する農業者情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供する。

また、経営の移譲を希望する農業者情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農希望者とマッチングを行い、市町

村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

担い手の高齢化等により、担い手不足は各集落全体の課題であり、それにより農地の流動化は進むが、農地の集積を支えるために必要な農業集落機能については脆弱化の傾向がみられるので、各集落において任意生産組合の受け皿組織の育成・関係強化を図つて行く必要がある。

(2) 今後の見通し

未整備地区において、ほ場整備事業を推進し、担い手による農地集積により担い手を中心とした農業生産活動等の体制整備を図り、将来的に集落営農体制の構築を目指している。

また、各集落単位において任意生産組合の設立を積極的に促し、集落を支える受け皿組織をつくり農業集落機能の向上を図る。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ること、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

等目標年次（令和16年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を90%（479ha）程度まで進めることを目標とする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
担い手への集積 耕地面積 90% (農地集積面積 479ha 程度)	農地面積 533 ha

※目標年次は令和16年度までとする。

○ 農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

区分	営農類型	育成すべき経営体の目標	備考
個別経営体	1 水稲	6	
	2 酪農+水稻	1	
	3 養豚+水稻	1	
	4 水稻+果樹	1	
	5 水稻+しいたけ	1	
	6 水稻+切花	1	
	7 水稻+路地野菜	1	
組織経営体	8 水稲	1	
	9 水稲+大豆	1	
	10 水稲+うめ	1	
合計		15	

※目標年次は令和16年度までとする。

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するため、出雲崎町は、農業委員会、農業協同組合、町農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

出雲崎町は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、出雲崎町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を充分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

出雲崎町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 比較的平坦部の西越地区の島崎川流域の地区及び赤坂山地区、薬師堂地区、六郎女地区、八手地区においては、ほ場整備が完了しているので、効率的な生産基盤の形成を活かすため農地中間管理機構を介した利用権設定を重点的に推進する。

イ 中越地区及び八手地区等においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、

農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発が懸念される遊休農地の解消に努める。

更に、出雲崎町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

町は、地域計画の見直しに当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

出雲崎町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を出雲崎町に提出して、農用地利用規程について出雲崎町の認定を受けることができる。

② 出雲崎町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 出雲崎町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を出雲崎町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実で

あると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地 利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 出雲崎町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がそ

の周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 出雲崎町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 出雲崎町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（新潟県農林公社）等の指導、助言を求めてきたときは、町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

出雲崎町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

出雲崎町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めると共に、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を充分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターや普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

出雲崎町が主体となって新潟県農業大学校や普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域での話し合いを踏まえて支援し、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、普及指導センターによる技術指導研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力

を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、普及指導センター、農業協同組合、出雲崎町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

出雲崎町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 出雲崎町は、県営中山間地域総合整備事業により、水田の大区画化を進めてきたとともに農業近代化施設の導入を推進した。今後も効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 出雲崎町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 出雲崎町は、集落排水事業その他下水道関連事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 出雲崎町は、地域の農業の振興に関する他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

出雲崎町は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討とともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、出雲崎町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 6 年 9 月 10 日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 7 年 9 月 18 日から施行する。